

三浦市 デジタルトランスフォーメーション（DX） 推進計画

【第2期】

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

2026（令和8）年9月 三浦市

目次

第1章

計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨 (2) 国の動向 (3) 三浦市の課題

第2章

計画の概要

(1) 位置づけ (2) 計画の期間 (3) DXの捉え方 (4) 3つの基本方針

第3章

過去の実施概要

(1) 第1期計画の実施状況

第4章

実施施策

(1) 実施施策の全体像 (2) 基本方針ごとの実施内容

第5章

計画の推進に向けて

(1) 推進体制 (2) PDCAによる進捗管理 (3) 評価基準の構築をPDCAによって回す

第1章 計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 国の動向
- (3) 三浦市の課題

(1) 計画策定の趣旨

なぜ今、DXを推進するのか

近年の急速な人口減少により人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約されています。

その中で、市が職員等のリソースについて、創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくことが求められています。

本市では、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、市民サービスの利便性向上と行政機能の最適化を両立させるための考え方を示す、三浦市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画【第2期】（以下「三浦市DX推進計画【第2期】」という。）を策定します。

これまでの歩み

- 2022 (R4).3
第1期 DX推進計画を策定
～2025年度を計画期間としてDXを推進
- 2025 (R7)
第1期 計画期間が終了
全12項目を推進
- 2026 (R8).9
第2期 計画を策定
国・社会のデジタル化に対応し深化

(2) 国の動向

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」

国は自治体DX推進計画において、自治体に取り組むべき次の8つの重点取組事項を示しています。

1



自治体フロントヤード
改革の推進

2



地方公共団体情報
システムの標準化

3



「国・地方デジタル共通基盤
の整備・運用に関する基本方
針」に基づく共通化等の推進

4



公金収納における
eL-QRの活用

5



マイナンバーカードの
取得支援・利用の推進

6



セキュリティ対策の
徹底

7



自治体のAIの
利用促進

8

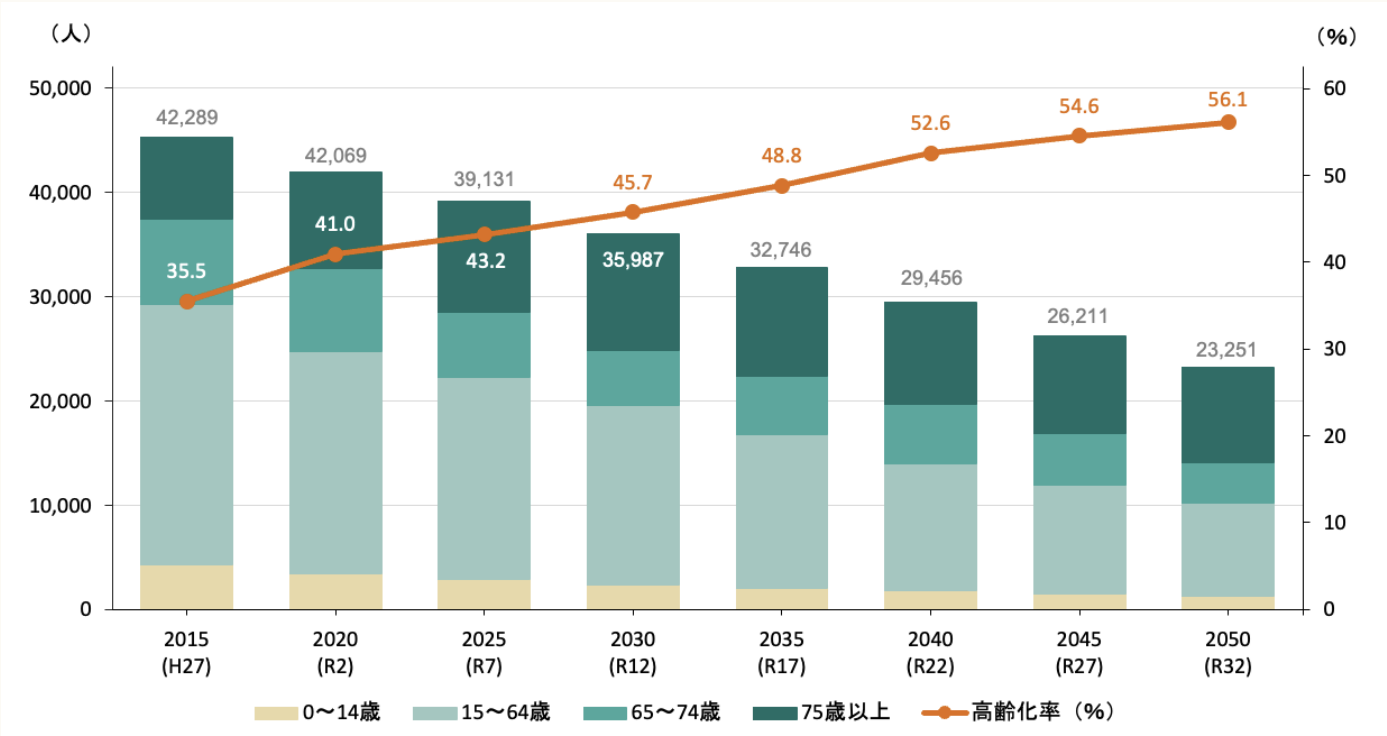


テレワークの
推進

(3) 三浦市の課題

人口減少と高齢化が進む三浦市

将来推計人口の推移



2035年には人口の約半数が高齢者に
高齢化率は年々上昇し、約49%に達する見込み

支え手となる若い世代が縮小
年少人口・生産年齢人口の減少が続く

市財政への影響
市税収入の減少と民生費（社会保障経費）の増大

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成
注）年齢不詳を含むため、各区分の合計と総人口が一致しない場合があります。

第2章

計画の概要

- (1) 計画の位置づけ・計画の期間
- (2) DXの捉え方
- (3) 3つの基本方針

(1) 計画の位置づけ・計画の期間

計画の位置づけ

「[第5次三浦市総合計画](#)」における「基本目標 1 自然に包まれ、支え合いにより安心して暮らすことのできる、豊かな生活環境の形成」に定める「**重点施策 1 6 機動力ある市役所づくり**」を実現するための個別計画です。

計画の期間

5 年間

2026（令和8）年度
～
2030（令和12）年度

(2) DXの捉え方

DXで変革を起こし、人財の価値を最大化する

一般的なDXの見方

手作業を減らし、人的コストを削減する（＝人手を減らすこと自体が目的になりがち）



三浦市の捉え方

削減で生まれた時間と余力を、人にしかできない付加価値の高い仕事へ振り向ける投資と捉える

なぜ三浦市では「人を活かす」なのか

人口減少と高齢化で支え手が縮小する三浦市では、「人手が要らなくなる」ことはメリットになりません。だからこそ、三浦市役所のDXとは、人財がより付加価値の高い業務に挑戦し、成長し、その力を市民サービスへ還元していくことを、DXの目的に据えます。

補足説明

「人財」表記について

「[三浦市職員の人財マネジメント基本方針](#)」では、職員を使い尽くす「資源（＝人材）」ではなく、効果的な投資によってその価値を増大させることができる「資産（＝人的財産）」である、という考え方に基づき、引用部分や固有名称を除き原則として「人財」と表記しています。

本計画内においてもこの考え方を継承し、引用部分や固有名称を除き原則として「人財」表記を用いています。

(3) 3つの基本方針

位置づけ・計画の期間・方針

基本方針

市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用した取組を次の3つの基本方針に整理し、推進していきます。



基本方針 1

くらしのデジタル化による
市民サービスの向上



基本方針 2

市役所のデジタル化による
行政事務の効率化



基本方針 3

安全安心な
デジタル基盤の整備

第3章 過去の取組概要

(1) 第1期計画の取組状況

(1) 第1期計画の取組状況

全12項目を推進

基本方針別の主な取組内容と主な実績

基本方針1

- ① 行政手続のオンライン化 国が示す自治体DX推進計画の対象27手続を中心に各手続のオンライン化を推進
- ② マイナンバーカードの普及促進 ホームページや広報紙にて普及促進を周知し、休日交付等を実施
- ③ デジタルデバйдの対策 マイナンバーカードの出張申請サポートの実施（県事業・ベイシア三浦店にて）
- ④ キャッシュレス決済 市役所や市立病院窓口でのキャッシュレス決済を導入
- ⑤ 公式LINEの活用 不法投棄や道路損傷に係る通報、がん検診のクーポン予約を実施

基本方針2

- ⑥ 人材育成と職員研修 DX推進担当部局以外にDXをリードする職員を育成する方針を策定
- ⑦ テレワークの推進 文書管理システム、電子決裁システム及びチャットツールを導入
- ⑧ AI・RPAの利用推進 AI・RPA、文書生成AIサービスを利用推進
- ⑨ 議会活動のデジタル化 議会タブレットの導入
- ⑩ ペーパーレス化の推進 ノーコードツール、文書管理システム、電子決裁システムの導入

基本方針3

- ⑪ 自治体情報システムの標準化・共通化 対象20業務について、標準準拠システムへの移行を完了
- ⑫ セキュリティ対策の徹底 内部監査や庁内研修を実施、次期「神奈川情報セキュリティクラウド」への移行を完了

第4章

取組施策

- (1) 取組施策の全体像
- (2) 基本方針ごとの取組内容

(1) 取組施策の全体像

国の自治体DX推進計画に基づく8つの重点取組事項(*)に基づき、3つの基本方針に沿った10の取組について実施

基本方針1 暮らしのデジタル化による市民サービスの向上



自治体フロントヤード改革の
推進 (*)



公金収納におけるeL-QRの活用
(*)



マイナンバーカードの取得支援
・利用の推進 (*)



デジタルデバインド（情報格差）
対策

基本方針2 市役所のデジタル化による行政事務の効率化



自治体のAIの利用推進 (*)



テレワークの推進 (*)



デジタル人材の確保



デジタル人材の育成

基本方針3 安全安心なデジタル基盤の整備



「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化
等の推進 (*)



セキュリティ対策の徹底 (*)

(*) 8つの重点取組事項のうち「地方公共団体情報システムの標準化」は導入済

①



自治体フロントヤード改革の推進

市民がいつでもどこでも簡単に行政手続を行える環境へ

市民がいつでもどこでも簡単に行政手続を行えることを目指し、国が示す自治体DX推進計画の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」について対応を行っていきます。その他の手続のオンライン化についても必要に応じて順次拡大していきます。使い方についても三浦市ホームページや窓口等で、わかりやすく説明するように努めます。

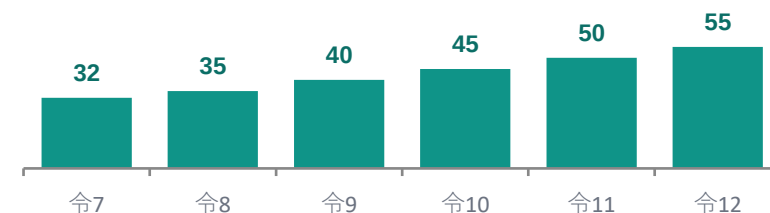
自宅等でのオンラインの対応と市役所窓口での対面の対応を適切に組み合わせた市民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化（オムニチャネル化）を図り、市民サービスの利便性向上と職員業務の効率化を進めます。

オンライン化を進める一方で、デジタル手続を選択しない・苦手な市民に対しても、引き続き対面・電話等による丁寧な対応を心掛け、デジタルと非デジタルの両方の手段を並行して維持することを基本とします。

数値目標

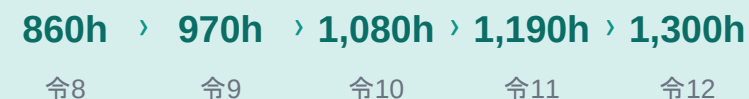
電子申請件数【全課】

32件 → **55件** (令12)



事務の削減時間数【全課】

年間 **1,300 h** (令12目標)



②



公金収納におけるeL-QRの活用

公金納付の利便性向上と収納事務の効率化

公金収納事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上を図ります。

地方税統一QRコード（eL-QR）決済を活用した公金収納について、対象税目の拡充及び税金以外の公金の運用を推進します。

取組の進め方

導入済

eL-QRによる公金収納を運用



対象税目の拡充

活用範囲を段階的に拡大



税以外の公金へ運用検討

さらなる利便性向上へ

③



マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

本人確認から各種証明書交付まで、暮らしの基盤に

国の施策と連動し、ホームページ・広報紙等で周知を図り、申請サポートによりマイナンバーカードの交付を促進します。

本人確認・本人認証、健康保険証利用、住民票及び税証明書等のコンビニ交付、転入・転出手続等のサービス充実を図ります。

主な利用シーン



本人確認・本人認証
各種手続きの基盤として活用



証明書のコンビニ交付
住民票・税証明書等



健康保険証利用／転入・転出
暮らしの手続きをより便利に

④ デジタルデバйд（情報格差）対策



誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化

スマートフォン等の活用講座の実施やホームページでの情報発信により、情報格差の解消に努めます。

オンライン手続を選択されない方に対しても、引き続き、親切丁寧な対応を継続していきます。

地理的特性を踏まえ、交通アクセスが不便な地域でも講座・相談支援を受けやすい環境づくりを進めます。

高齢者・障害者等がデジタルサービスを利用する際に困らないよう、家族・自治会・民生委員等と連携した身近なサポート体制の構築を検討します。

取組の進め方

講座・情報発信施策考案

スマホ活用講座、HP発信等の具体検討



非デジタル対応の継続

親切丁寧な対応を維持



身近な支援体制の検討

地域・関係者と連携

⑤



自治体のAIの利用推進

職員が本来注力すべき業務に時間を使えるように

職員が本来注力すべき業務により多くの時間を使えるよう、A I ・ R P A を用いて定型業務を自動化し、業務の効率化と人為的ミスの削減を図ります。

生成 A I サービスを適正に利用することで業務の効率化を進めます。

A I ・ R P A の活用にあたっては、文書作成支援・窓口対応支援・定型データ処理等、効果が見込まれる業務から優先的に取り組み、庁内での好事例の共有・横展開を図ります。

活用のポイント



定型業務の自動化

効率化と人為的ミスの削減



優先領域

文書作成・窓口対応・定型データ処理



好事例の横展開

庁内で共有し全体へ広げる

⑤



自治体のAIの利用推進

職員が本来注力すべき業務に時間を使えるように

生成A Iの活用については、「三浦市生成A I利用ガイドライン」に基づき適正利用を図るとともに、技術の進展や国・県の動向を踏まえてガイドラインの見直しを適宜行います。

D X案件の発掘・支援を目的とした庁内相談会・事例共有の機会を設け、各課がD Xに取り組みやすい環境づくりに努めます。

適正利用の仕組み

ガイドラインに基づく運用

三浦市生成AI利用ガイドライン



動向を踏まえ随時見直し

技術進展・国県の動向を反映



庁内相談会・事例共有

各課が取り組みやすい環境へ

⑥



テレワークの推進

仕事と家庭の両立・ワークライフバランスの充実

「誰もが働きやすい職場環境の整備」と連動し、テレワークを働き方改革の一環として推進します。仕事と育児・介護等との両立支援やワークライフバランスの充実を図ります。

文書管理・電子決裁システムやチャットツール等のデジタル基盤を活用し、場所にとらわれない柔軟な働き方を支えます。

柔軟な働き方の実現を通じて職員のエンゲージメント（組織への愛着・意欲）の向上と、組織力の向上につなげます。

原則として紙文書を廃止し、ペーパーレス化を推進して印刷代や保管コストの削減を図ります。

ねらいと基盤



働き方改革の一環
育児・介護等との両立支援



活用するデジタル基盤
文書管理・電子決裁・チャット



めざす効果
エンゲージメントと組織力の向上

⑦



デジタル人財の確保

外部人財の活用を含めた計画的な人財確保

計画的な人財確保に取り組めます。DXをリードし、システム実装・組織風土の改革・デジタル人財の育成マネジメント等を担う指導的役割の人財の確保を進めます。

こうしたデジタル高度専門人財は、専門性が高度に分化し市単独での育成が容易でないことから、外部人財の活用を基本とします。アドバイザー・DX推進支援員等について、国・県の制度や民間連携、広域的な人財活用も視野に確保を進めます。

官民を問わずデジタル人財の需給が逼迫している状況を踏まえ、特定任期付職員としての任用など、民間の報酬水準を勘案した処遇の設定を検討します。

外部人財と内部人財が効果的に連携できるよう、役割分担・情報共有の仕組みを整え、外部の知見が庁内に定着するよう努めます。

確保の考え方



外部人財の活用が基本

高度専門性は外部から確保



確保の手段

国県制度・民間連携・広域活用



内部との連携

役割分担で知見を庁内へ定着

⑧



デジタル人財の育成

全庁的なDX推進体制を支える人づくり

職員を使い減りする資源（人材）ではなく、投資により価値が増していく「人財」として育てます。研修や情報提供を通じ、変革の意識とデジタルスキルの向上を図ります。

「[三浦市職員の人財マネジメント基本方針](#)」が定めるデジタル人財研修（職場外研修・派遣研修）やOJT・自己啓発の仕組みと一体で運用し、AI・RPA等の実践的な活用スキルを段階的に身につけられるように努めます。

各課でDXをリードする職員（DX推進リーダー）の育成を進め、全庁的な推進体制の充実を図ります。高度な専門性は外部のデジタル高度専門人財の確保（⑦）で補い、育成と確保を役割分担します。

社会情勢や技術の変化、国（総務省）の人材育成・確保に関する動向を踏まえ研修内容を継続的に見直します。

育成の柱



「人財」として育てる
投資で価値が増す人へ



研修と実践の一体運用
職場外研修・OJT・自己啓発



DX推進リーダーの育成
育成と確保の役割分担

⑨



「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく 共通化等の推進

社会・経済の変化に柔軟・迅速に対応する基盤へ

国・地方デジタル共通基盤の利活用により、社会・経済の変化等に柔軟・迅速に対応します。

県の共同調達を積極的に利用することで、業務効率化と経費削減に努めます。

取組のポイント



共通基盤の利活用
変化に柔軟・迅速に対応



県の共同調達を活用
業務効率化と経費削減

⑩



セキュリティ対策の徹底

安全安心なデジタル基盤を維持・向上

国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを参考にし、定期的なセキュリティポリシーの見直しを行うことで、社会情勢等を踏まえた適切なセキュリティ対策を徹底します。

情報セキュリティに係る内部監査を実施し、運用状況の現状分析やリスク要因の特定、改善点を具体的に把握するとともに、それらを踏まえた適正化と持続的な体制強化を図ります。

全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、様々な脅威に対応できるよう情報リテラシーの向上とセキュリティ意識の強化を図ります。

対策の柱

ポリシーの定期見直し

国ガイドラインを参考に

内部監査の実施

リスク特定と体制強化

全職員への研修

リテラシーと意識の向上

第5章

計画の推進に向けて

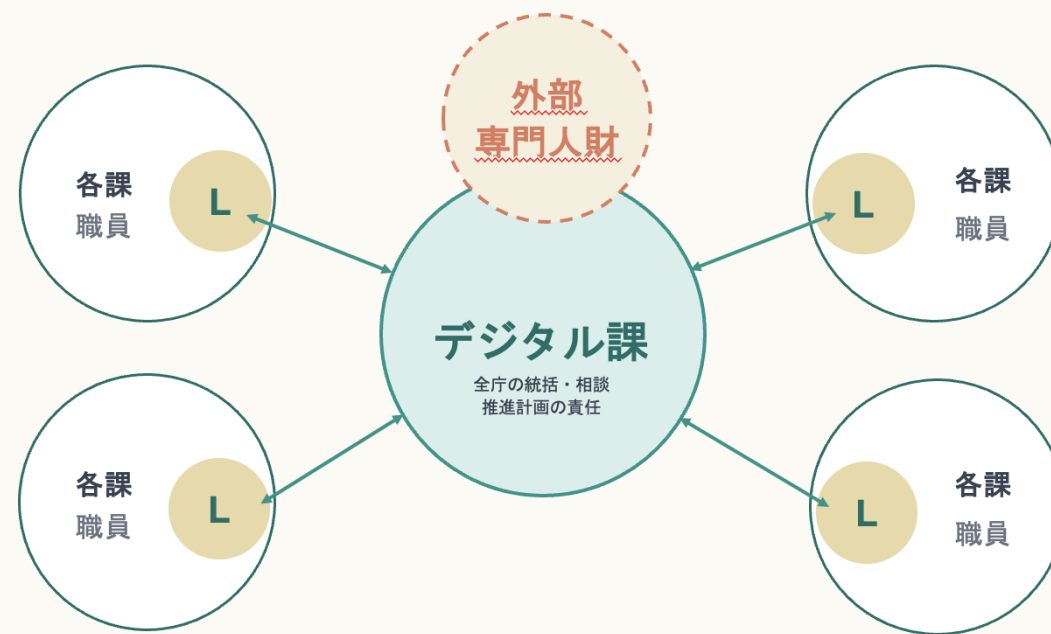
- (1) 推進体制
- (2) PDCAによる進捗管理
- (3) 評価基盤の構築をPDCAによって回す

(1) 推進体制



推進体制

- 進捗管理はデジタル課が統括し、関係各課等と定期的に情報共有します。
- 関係各課等が協力し、役割に応じて取組を推進します。
- 専門的知見が必要な場合は外部アドバイザーや国・県の支援制度を活用します。



L = DX推進リーダー（各課の橋渡し役）



(2) PDCAによる進捗管理

実効性あるPDCAサイクルに向けた評価基盤の構築

考え方 PDCAサイクルは、評価（Check）の判断基準となる指標とその実績データがあって初めて有効に機能します。本計画では、データに基づいて施策を検証・改善していくEBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れ、まずはその土台となる指標の設計とデータの収集・蓄積を進めます。

本計画（5年間）＝ 評価基盤の構築期

施策の成果評価そのものではなく、「評価できる状態」をつくることを目標とします。

-  **指標（KPI）の設計** 各取組の効果を測る指標を設定
-  **データ収集・蓄積** 削減時間・利用件数・コスト等を継続収集
-  **分析・可視化の体制** 集めたデータを分析・共有する仕組み



次期計画以降＝ 本格運用期

本計画で蓄積した指標とデータを判断基準として、施策の成果を本格的に評価します。



PDCAサイクルの運用

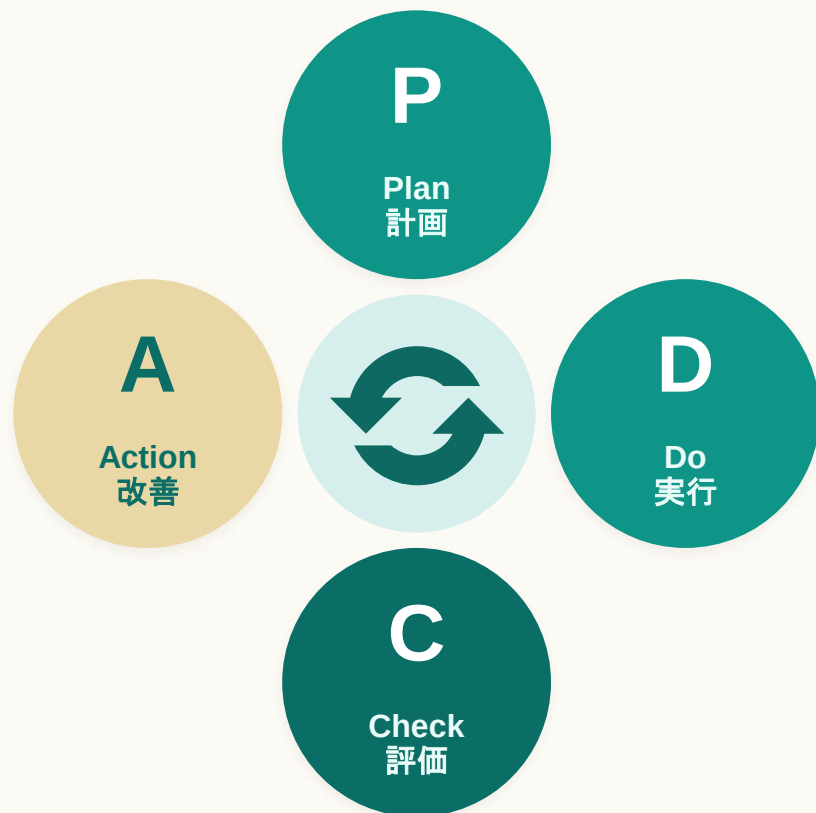
成果評価から改善へ。
次期計画で施策のPDCAを回します。



(3) 評価基盤の構築をPDCAによって回す

5年間で「基盤づくりの進捗」をPDCAで管理

PDCAサイクルを回す対象を「施策の成果」ではなく「評価基盤づくりの進捗」に置き換えて管理し、着実に評価できる状態へ近づけます。



P 計画 測るべき指標（KPI）と、集めるデータの項目・方法を決める

D 実行 各取組の中でデータを継続的に収集・蓄積する

C 評価 基盤づくりの進捗を確認（指標を設計できたか・データが集まったか）

A 改善 不足を補い、指標やデータ収集の方法を見直して次年度へ

海とみどりのまち デジタルでつなぐ あたらしいみうら

DXで時間を生み、人にしかできない仕事へ

発行日 令和8年9月

編集 三浦市政策部デジタル課

発行者 三浦市

〒238-0298 三浦市城山町1番1号

電話 046-882-1111（代表）